

香川県家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第68号

香川県家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則

香川県家畜人工授精師養成講習会規則（昭和62年香川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(講習会の開催等) 第2条 略 2 知事は、講習会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の場所及び期間、受講者の定員（以下「定員」という。）その他講習会について必要な事項を<u>公示</u>するものとする。</p>	<p>(講習会の開催等) 第2条 略 2 知事は、講習会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の場所及び期間、受講者の定員（以下「定員」という。）その他講習会について必要な事項を<u>公告</u>するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。